

デジタル空中写真を複写経費にて提供しております。
 詳しくは日本林業技士会までお問い合わせください。

デジタル空中写真撮影位置

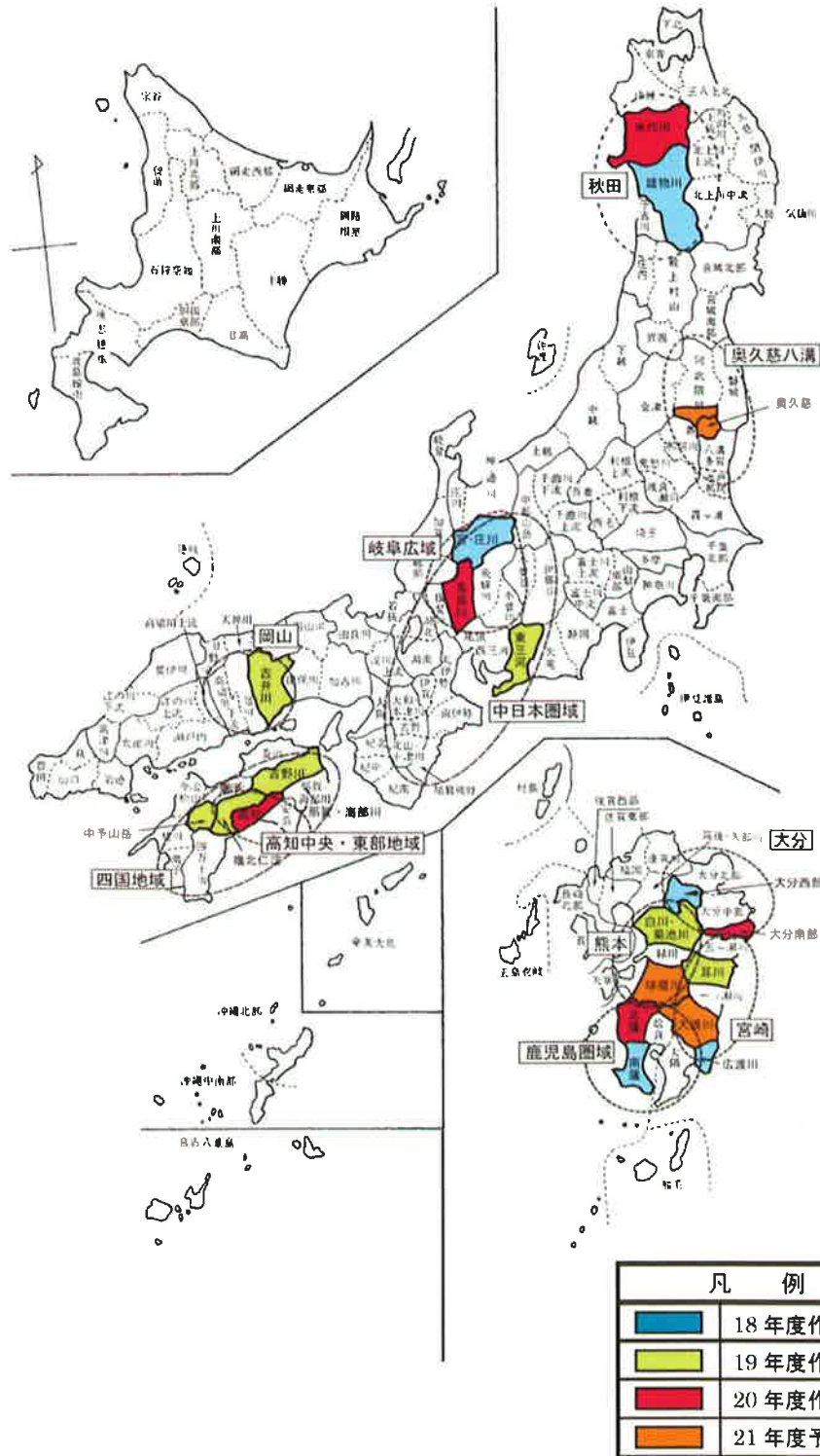


表 県別流域別オルソ画像の枚数及び提供料金の目安

年 度	県 名	流 域 名	撮影面積 (k m ²)	カラーオルソ画像 (枚)
18年度	秋 田	雄物川（北部）	634	119
		雄物川（南部）	546	94
	岐 阜	宮・庄川	1,066	122
	高 知	嶺北仁淀	272	42
	愛 媛	中予山岳	55	16
	大 分	大分西部	880	129
	宮 崎	広渡川	355	57
	鹿児島	南 薩	842	110
		計	4,650	689
19年度	愛 知	東三河	1,033	130
	岡 山	吉井川	946	133
	徳 島	吉野川	1,094	161
	高 知	嶺北仁淀	638	76
	愛 媛	中予山岳	511	94
	熊 本	白川・菊池川	1,365	200
	宮 崎	耳 川	1,139	129
		計	6,726	923
20年度	秋 田	米代川	1,410	123
	岐 阜	長良川	1,380	151
	高 知	高 知	580	61
	大 分	大分南部	595	62
	鹿児島	北 薩	1,040	104
		計	5,005	501
21年度	福 島	阿武隈川・奥久慈	880	77
	熊 本	球磨川	1,040	93
	宮 崎	大淀川	960	86
		計	2,880	256
	合 計		19,261	2,369

(参考)

- 1 必要とする流域の区域については、問い合わせください。
流域別の平面図を提供します。
- 2 流域別枚数のうち、必要な枚数を提供することが可能です。
- 3 提供料金の目安

枚 数	金 額
10枚	約 3.5万円
50枚	約 9.1万円
100枚	約 16.1万円

デジタルオルソ画像複製(使用)申請書

平成 年 月 日

日本林業技士会
会長 小林 洋 司 殿

申請者住所

団体名

代表者名

印

下記によりデジタルオルソ画像を使用したいのでデータの複製(使用)を申請します。

記

- 1 使用目的(具体的に)
- 2 使用区域及び画像枚数(国土基本図単位：3km*4km)
- 3 使用方法等
別途提出する「デジタルオルソ画像複製(使用)に係る確約書」による。
- 4 データ管理者(所属、役職、氏名)
- 5 複製に要する経費
複製に要する経費は貴会が定める「デジタルオルソ画像複製データの使用要領」により、算定される経費を申請者が負担する。

平成 年 月 日

デジタルオルソ画像複製(使用)に係る確約書

日本林業技士会（以下「甲」という。）が所有するデジタルオルソの使用承認に当たり、●会社（以下「乙」という。）は、以下の事項を厳守することを確約いたします。

第1 使用承認流域及びオルソ枚数

●県 ●流域 ●枚

第2 著作権等

- 1 本データの著作権及び商標権その他の知的所有権は甲が所有する。
- 2 乙は、本データの著作権及びその他の知的所有権の保護に努める。
- 3 乙は、第3の1の1)に定める使用の範囲内でのデータの追加、変更、削除等（以下「改変」という。）を除き、本データを改変しない。
- 4 乙は、第3に定める使用の範囲内で本データの公表を行う場合、著作権の表示を行う。

第3 使用の範囲

- 1 甲が乙に承認する範囲は、次のとおりとする。
 - 1) 乙が行う森林調査等の実施のための資料として使用する。
 - 2) 乙は、使用目的以外で、本データを使用しない。
 - 3) 乙は、本データを第三者に譲渡、販売又は提供（使用）させない。
- 2 甲は、必要と認めた場合には、乙に対し前項の使用の範囲につき、その内容及び計画について報告を求めた場合、乙は説明義務を負う。
- 3 乙の本データの使用に係る責任は、すべて乙に帰する。

第4 期間及び終了

本確約書の有効期限は、使用承認の日から乙が使用目的のために本データを必要としなくなる日までとする。

第5 使用权の消滅

乙は、前項の期間が終了したときは、甲から提供を受けた本データ及び予備として複製したもの（乙が改変したデータを含む。）のすべてを直ちに廃棄しなければならない。

第6 その他

使用承認されたデジタルオルソの使用に係る疑義が生じた場合及び本確約書に定めのない事項については、乙は甲に確認のうえ、甲の決定に従うものとする。

以上、乙の確約書とする。

日 本 林 業 技 士 会
会 長 小 林 洋 司 殿

申請者住所
団体名
代表者名

印